

政令第 号

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の一部を改正する政令

4-2  
33

天野 467

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第百四十二号）に基き、この政令を制定する。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第 号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次り二條を加ふる。

第四條の二 内閣総理大臣は、見書該当者（団体等規正令（昭和二十四年政令第百四十四号）第十一條の規定による指定を受け、この勅令による見書該当者としての指定を受けたものとみなされた者を含む。以下本條第四條の三及び第五條第三項において同じ。）としての指定について公正を欠くと認めるときは、見書該当者

としての指定を取り消し、又はその理由の一部を取り消すことができる。

内閣総理大臣は、前項の権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第四條の三 内閣総理大臣は、都道府県知事は、前條第一項の規定により見書該当者としての指定を取り消し、又はその理由の一部を取り消したときは、直ちにこれを公表しなけりばならない。

見書該当者について見書該当者としての指定の取消があったときは、当該指定は、当該取消があった日以後その効力を失う。

第五條に次の一項を加ふる。

第四條の二第一項の規定により見書該当者としての指定を取り消された者は、その取消があったときから第一項に規定する公金の給、年金その他の手当又は利益を受け得る権利又は資格を取得する場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十四條のニを削る。

第十六條第二項及び第三項を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

最近における情勢力の推移にかんがひ、覺書  
該当者としての指定が公正を欠くと認められ  
るものの指定の取消、公職に關する就職禁止の規  
定の緩和等を図る必要があるからである。

26  
6  
15

参照法文抜粋

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）

第一条 昭和二十一年一月四日附連合国最高司令官覚書公務従事に適しない者の公職からの除去に関する件（同覚書の解釈として同日後補足された同覚書の適用の範囲及びその基準を含む。以下覚書という。）に基く公職に関する就職禁止、退職等については、この勅令の定めるところによる。

第四条 覚書該当者としての指定は、公職に在る者又は公職に就こうとする者については、内閣総理大臣の定める公職の区分に従い、内閣総理大臣又は都道府県知事が、公職適否審査委員会の審査の結果に基いて、これを行う。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する者以外の者で覚書に掲げる条項に該当することが明らかであると認められるものについては、内閣総理大臣の定めるところにより、公職適否審査委員会の審査の結果に基いて覚書該当者としての指定を行うことができる。

第十条 覚書該当者の三親等内の親族及び配偶者は、覚書該当者の指定があつた日から十年間は、覚書該当者が覚書該当者として退職した公職（公職に在つた者が退職後、又、主要公職に就こうとした者が就職前、当該公職について覚書該当者としての指定を受けたときは）、それぞれその職に就くことができない。又、その覚書該当者の支配力を行つてはならない。

前項の規定は公選による公職については、これを適用しない。

第十六条 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千元以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の調査表の重要な事項について虚偽の記載をし又は事実をかくした記載をした者

- 二 第七条第一項の調査表を徴せられてこれを提出しない者
  - 三 第七条第三項又は第七条の二第三項の規定により資料の提出又は事実の説明を求められ、これに應じないか、又は重要な事項について虚偽の資料若しくは事実をかくした資料の提出又は虚偽の説明若しくは事実をかくした説明をした者
  - 四 第八条第一項乃至第三項の規定により確認書の写を提出する場合において、不正の行為があつた者
  - 五 覚書に基いて報告書を連合国最高司令官に提出する場合において、その報告書に虚偽の記載をし、又は事実をかくした記載をした者
  - 六 第十一条第一項又は第十二条乃至第十四条の二の規定に違反した者
  - 七 第十五条第一項、第四項又は第五項の規定に違反した者
  - 八 第十五条の三の規定による届出をなさず、又は虚偽の届出若しくは事実をかくした届出をした者
  - 九 前条の規定により資料又は事実に関する説明書の提出を求められ、これに應じないか、又は虚偽の若しくは事実をかくした資料若しくは説明書を提出した者
- 前項の規定により刑罰に処せられた者で覚書該当者以外のものは、他の法令による外、その現に占める公職を失い、又はあらたに公職に就くことができない。
- 前項の者は、公選による公職の候補者となることができない。現にその候補者たる者は、候補者たることを辞したものとみなす。

第五條 公私の恩給、年金その他の手当又は利益を現に受ける者又は受ける資格のある者が、覚書該当者として退職し又はその職を失つたときは、その者はその覚書該当者としての指定を受けた時からその権利又は資格を失ふ。  
内閣総理大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認められた場合においては、その定めるところにより、前項の規定の適用を免除することができる。

第十四條 覚書該当者として公職以外の新聞社、雜誌社その他の出版社、放送機関、映画製作会社、演劇興行会社その他すべての報道機関の役員職に在るものは、選挙なくその職を退かなければならぬ。  
覚書該当者は、あらたに前項に掲げる職に就てはならぬ。



第十四條之二 内閣総理大臣の定める覚書該当者として内閣総理大臣の定める特定の会社又は金融機関の取締役たる会社又は金融機関の公職以外の役員職に在るものは、選挙なくその職を退かなければならぬ。  
前項の覚書該当者は、あらたに同項に掲げる職に就てはならぬ。  
第一項の覚書該当者について第十一條乃至第十三條の規定を適用する場合においては、同項に掲げる職を公職とみなす。